

全国民生委員児童委員連合会

平成 28 年度事業計画

I. 情勢認識および基本方針

1. 情勢認識

来年(平成 29 年)、民生委員制度は創設 100 周年という大きな節目を迎えます。また、昭和 22 年の児童福祉法制定に基づく児童委員制度も 70 周年を迎えます。

こうした大きな節目を控えた現在、社会や家庭の変化に伴い、住民の抱える課題は複雑・多様化し、地域においてはさまざまな支援を必要とする人が増加しています。

平成 28 年度においては、障害者差別解消法の施行とともに児童福祉法の改正も見込まれています。また前年度からスタートした生活困窮者自立支援制度や改正介護保険制度、子ども・子育て支援新制度なども、さらなる取り組みの充実が期待されています。誰もが住み慣れた地域で、安心して生活が続けることができるよう、民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。

平成 28 年 12 月には、民生委員・児童委員の一斉改選が予定されています。全国的に「なり手不足」が課題とされるなか、民生委員・児童委員制度やその活動を広く社会に周知するとともに、委員の活動環境整備をさらに進めていくことが大切となっています。

2. 活動の基本方針

こうした情勢を踏まえ、平成 28 年度、全民児連においては、

- ①民生委員制度創設 100 周年記念事業の実施
- ②一斉改選に伴う準備、引き継ぎ、新任委員研修実施への支援
- ③民生委員・児童委員の活動環境整備の推進

を重点として活動に取り組みます。

①については、来年に迫った 100 周年に向け、モニター調査の実施、民生委員・児童委員制度や活動のあり方検討、記念大会の準備、「100 年通史」の編纂、重層的な広報活動等について、全国の民児協関係者の協力を得つつ、具体的な取り組みを進めます。

②については、本年 12 月の一斉改選に向け、全国の民児協における円滑な準備と引き継ぎに向けた資料および情報提供、また新任委員研修で使用する資料作成を行ないます。

③については、100 周年記念事業における民生委員・児童委員制度や今後の活動の方向性の検討も踏まえつつ、具体的な提案をまとめ、その実現に取り組んでいきます。

Ⅱ. 重点事業の概要

1. 民生委員制度創設 100 周年記念事業の実施

(1) 全国モニター調査の実施

- ・ 「社会的孤立」を基本テーマに、28 年 5 月～7 月を目途に、全国の単位民児協および委員の協力を得て、具体的調査を実施する。
- ・ 調査票については、28 年秋よりデータ入力作業を開始し、年度内を目途に中間的な集計をめざす。

(2) これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討

- ・ 特別委員会として設置した「あり方検討委員会」での検討とともに、各部会・委員会でも協議を進め、その成果を集約し、本年 11 月までに中間まとめを行なう。
- ・ 今後の制度、活動を考えるうえでの論点を整理し、本年度のブロック会議での協議を依頼するとともに、都道府県・指定都市民児協にも意見を徴する。

(3) 100 周年記念大会の開催準備

- ・ 全国および東京都の民児協、行政、社協により「実行委員会」を設置し、関係各庁の協力を得つつ、来年の記念大会開催に向け、計画的に準備を進める。

(4) 「民生委員制度 100 年通史」の編纂

- ・ 編纂委員会での検討を踏まえつつ、具体的な編纂作業を進める。
- ・ 「通史」には都道府県・指定都市段階の民児協組織を紹介する頁を設けるほか、歴史的資料についてもできる限り収録する。
- ・ 「通史」本体とは別に、全国すべての委員に配布する「普及版」については、29 年春の発行に向け、先行して作成作業を進める。

(5) 重層的な広報活動の展開

- ・ 100 周年に関する機運醸成、社会的周知のため、ポスターやリーフレットといった広報ツールを作成、広く関係者に提供し、全国的な広報活動に取り組む。
- ・ マスコミ関係者への積極的な働きかけを行ない、100 周年を広く社会的にアピールできるよう努める。

2. 一斉改選への対応

(1) 計画的な準備のための情報および資料提供

- ・ 27 年度に作成する新任委員候補者向けの説明用パンフレットを広く全国に提供するなどにより、新たな「なり手確保」の取り組みを支援する。
- ・ 全国の民児協における計画的かつ円滑な改選業務を支援するため、準備や引き継ぎの留意事項等を「ひろば」「View」等の紙面を通じて情報提供を行なう。

(2) 新任委員向けの研修資料等の作成

- ・ 各地の新任研修で活用する「新任民生委員・児童委員の活動の手引き」の作成。
- ・ 新任委員の日々の活動の手引きとなるよう、27年度に作成する「活動のヒント集第1集」（高齢者への支援編）の配布とともに、「第2集」（低所得世帯の支援等を想定）を作成する。
- ・ とくに新任委員から記入の難しさが指摘される「活動記録」について、具体的活動事例に即した記入方法を解説した補助資料を作成し、提供する。

3. 民生委員・児童委員の活動環境整備の推進

(1) 民生委員・児童委員活動費、民児協活動推進費の改善への働きかけ

- ・ 27年度にまとめる「市区町村民児協実態調査」の結果を踏まえつつ、国における活動費等の交付税積算額の改善要望とともに、市区町村段階での行政への働きかけを全国の市区町村民児協に呼びかける。

(2) 「活動記録」のあり方検討

- ・ 上記補助資料の作成とともに、現在の「活動記録」に関する課題指摘も踏まえ、厚生労働省と今後に向けた「活動記録」の様式や活用方法について協議を行なう。

4. 多様な地域課題に対する民生委員・児童委員活動の充実

(1) 生活困窮者自立支援制度と民生委員・児童委員活動との連携促進

- ・ 法施行から1年間の実績を踏まえ、民生委員・児童委員活動と生活困窮者自立支援制度との効果的な連携事例を収集し、情報提供を行なう。

(2) 児童委員活動に関する理解の促進

- ・ 子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化、深刻化するなか、すべての民生委員が児童委員であることを意識した取り組みを全国的に呼びかける。
- ・ とくに、一斉改選に伴う多くの新任委員誕生を念頭に、28年度作成の「児童委員活動の手引」において、児童委員として期待される役割をあらためて解説する。

5. 一斉改選後の単位民児協運営への支援

- ・ 一斉改選に伴い、全国の単位民児協において、会長の交代をはじめ、その運営体制の見直しが行なわれる。そこで27年度に作成する「単位民児協運営の手引き」の普及、および研修での活用等を働きかけ、とくに単位民児協会長への支援に努める。

6. 「90周年活動強化方策・行動宣言」および「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」に基づく取り組みの推進

- ・ 住民の生活課題が多様化するなか、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりに向け、「活動強化方策・行動宣言」に基づく取り組みを推進する。
- ・ そのために、「ひろば」「View」等を活用し、委員活動に役立つ情報提供に努める。

7. 東日本大震災被災地民児協への支援

- ・ 発生から5年が経過するも、依然厳しい状況にある被災地での委員活動を支援するため、被災地民児協との情報交換を密にし、必要に応じて国への要望等を行なう。
- ・ とくに、懸念される震災の風化防止に向けて、全国の関係者に向けて継続的な情報発信を行なう。

8. 第85回全国民生委員児童委員大会（香川大会）の開催

- ・ 平成28年10月20日（木）・21日（金）の両日、香川県高松市の「サンメッセ香川」を主会場に開催する。
- ・ とくに、民生委員制度創設100周年の前年の大会であり、100周年に向けたシンポジウムを実施する。

9. 人権に関する啓発の推進

- ・ 民生委員・児童委員活動の基本である人権意識のさらなる啓発のため、「ひろば」紙面等を通じて、人権課題の動向や関係資料の紹介等、情報提供の充実を図る。
- ・ 単位民児協での研修等に活用できるよう、昨年につき、この1年間に「ひろば」に掲載した人権課題や関係資料、また人権課題に関する年次統計資料等をまとめた冊子を作成し、全国の委員に配布する。

10. 「民生委員・児童委員活動保険」の適切な運営と活動中の事故防止への啓発

- ・ 平成26年度から開始した保険制度においては、この2年間の事故報告がいずれも500件近くを数え、重症事故も多いことから、事故防止に向けた意識啓発の取り組みを進める。
- ・ そのため、活動保険に寄せられた事故報告の分析などをもとに、「ヒヤリ・ハット集」を作成、単位民児協に配布することを通じて、事故防止に向けた地域での取り組みを呼びかける。